

令和 7 年 7 月 1 日
自動車交通部

乗合バスの路線廃止に係る意見聴取の結果について

アルピコ交通株式会社から令和 7 年 3 月 28 日付けで届出があった一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止について、道路運送法第 15 条の 2 の規定に基づき令和 7 年 6 月 17 日に下記のとおり意見聴取を行いました。

この結果、「路線の廃止の日の繰り上げを行うことについて、旅客の利便を阻害するおそれがないとは認められない」と判断されることから、事業者及び関係地方公共団体に対し、その旨通知しました。

記

1. 届出の件名 一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出
番 号 7 旅 3 号（アルピコ交通株式会社 廃止届出）
7 旅 4 号（アルピコ交通株式会社 廃止届出）
7 旅 5 号（アルピコ交通株式会社 廃止届出）
7 旅 6 号（アルピコ交通株式会社 廃止届出）
7 旅 7 号（アルピコ交通株式会社 廃止届出）
7 旅 8 号（アルピコ交通株式会社 廃止届出）
2. 意見聴取日時及び場所 意見を記載した書面の提出による
3. 被意見聴取者
①関係地方公共団体 長野県、長野市、小川村
②利害関係人 申請なし
4. 陳述の要旨
別紙「一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出に係る意見聴取結果」のとおり

【連絡先】

自動車交通部 旅客課 飯塚、番井
TEL : 025-285-9154

路線定期運行の路線廃止に係る意見聴取調書

1. 届出件名
番 号
一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出
7旅3号（アルピコ交通株式会社 廃止届出）
7旅4号（アルピコ交通株式会社 廃止届出）
7旅5号（アルピコ交通株式会社 廃止届出）
7旅6号（アルピコ交通株式会社 廃止届出）
7旅7号（アルピコ交通株式会社 廃止届出）
7旅8号（アルピコ交通株式会社 廃止届出）
2. 意見聴取日時
場 所
令和7年6月17日（火）
詳細は別紙「一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出に係る意見聴取結果」のとおり
3. 被意見聴取者
①：関係地方公共団体 長野県、長野市、小川村
②：利害関係人 申請なし
4. 陳述の要旨
別紙「一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出に係る意見聴取結果」のとおり

一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出に係る意見聴取結果

○関係地方公共団体

【長野県】

1. 届出の件名 一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出
番 号 7旅3号（アルピコ交通株式会社 廃止届出）
7旅4号（アルピコ交通株式会社 廃止届出）
7旅5号（アルピコ交通株式会社 廃止届出）
7旅6号（アルピコ交通株式会社 廃止届出）
7旅7号（アルピコ交通株式会社 廃止届出）
7旅8号（アルピコ交通株式会社 廃止届出）

2. 意見聴取の日時 令和7年6月17日（火）午前11時00分から
場 所 長野運輸支局 会議室

3. 出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名、住所
氏 名 丸山 正徳
(長野県企画振興部交通政策局交通政策課長)
住 所 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

4. 陳述の要旨

今回アルピコ交通から一部廃止届出が出された路線については、特に高府線は市町村を跨ぎ長野市と小川村とを結ぶ路線となっており、県が主体となって関与すべき路線であると考えている。

いずれの路線も地域住民が通学・通勤・通院等のために利用しており、長野県地域公共交通計画においても、これらの移動を確保することを掲げていることから、必要な路線であると認識している。路線が廃止されることにより、利便が阻害されと考えている。

一方、路線の減便・廃止を全て否定するものではなく、利用実態に応じ、必要な見直しをされることが望ましいとも考えている。ただし、通学や通院等の利用需要があれば、代替手段の確保が必要と考えている。

路線廃止による旅客利便の阻害に対応するべく、高府線、鬼無里線及び新町大原橋線については、令和8年3月末まで運行継続できるよう、必要な経費を県でも負担することで調整をしている。

また、各路線廃止後の代替交通手段については、長野市を中心として検討しているところであり、大きな枠組みはできてきたところであるが、まだ議論が必要である。

一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出に係る意見聴取結果

○関係地方公共団体

【長野市】

1. 届出の件名 一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出
番 号 7旅3号（アルピコ交通株式会社 廃止届出）
7旅4号（アルピコ交通株式会社 廃止届出）
7旅5号（アルピコ交通株式会社 廃止届出）
7旅6号（アルピコ交通株式会社 廃止届出）
7旅7号（アルピコ交通株式会社 廃止届出）
7旅8号（アルピコ交通株式会社 廃止届出）
2. 意見聴取の日時 令和7年6月17日（火）午前11時30分から
場 所 長野運輸支局 会議室
3. 出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名、住所
氏 名 高木 厚志（長野市企画政策部次長兼交通政策課長）
住 所 長野県長野市大字鶴賀緑町1613番地

4. 陳述の要旨

今回アルピコ交通から一部廃止届出が出された路線については、どの路線も通勤・通学・通院で利用されており、生活の移動手段として重要な役割を果たしている。路線廃止となった場合、市民生活への影響が大きい。

中山間地域においては、幹線に繋ぐデマンド交通を整備してきたところであるが、今回の路線廃止により幹線がなくなってしまうことで、地域が孤立してしまうこととなる。

これまで長野市では、収支改善に向けて運行事業者に対する負担軽減策を講じてきたところであり、廃止になることは大変残念に感じている。

路線廃止による旅客利便の阻害に対応するべく、高府線、鬼無里線及び新町大原橋線については、令和8年3月末まで運行継続できるよう、必要な経費を市が負担することで調整をしている。

また、各路線廃止後の代替交通手段については、現在調整をしているところであるが、運行ができなくなる期間を生じさせないためにも、十分な準備期間が必要である。

一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出に係る意見聴取結果

○関係地方公共団体

【小川村】

1. 届出の件名 一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出
番 号 7旅3号（アルピコ交通株式会社 廃止届出）
2. 意見聴取の日時 令和7年6月17日（火）午後14時00分から
場 所 長野運輸支局 会議室
3. 出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名、住所
氏 名 大日方 浩和（小川村総務課長）
住 所 長野県上水内郡小川村大字高府8800-8

4. 陳述の要旨

今回アルピコ交通から一部廃止届出が出された高府線については、学生の通学や長野市内への通院利用者に使われている路線であり、生活の移動手段として重要な役割を果たしている。路線廃止となることは、非常に影響が大きい。

小川村では、バスが無くなり学生が通学できなくなることで、村外への引越を考えるような家庭が出てくることにより人口減少が加速化することを懸念している。

高府線については、令和8年3月末まで運行継続できるよう、赤字補填分を村でも確保することで動いており、旅客利便が阻害されないよう対応しているところである。

令和8年4月以降の代替交通手段については、長野市と共同し、小川村にも乗り入れる市営バスを運行することで調整している。

今回の廃止については大変急なことでありと受け止めており、準備期間を十分取るには難しい状況であった。事業者には廃止予定時期の2年前には相談をしていたきたい。